第６５１富良野市農業委員会議事録

１、開催日時　　令和６年４月２４日（金）　　１４：００～１６：１９

２、開催場所　　富良野市複合庁舎　会議室Ａ

３、出席委員

１．髙　橋　　静	２．河　合　伸　幸	３．佐々木　雅　志	４．長　澤　勝　之	５．北　村　菜穂子
６．杉　村　鉄　也	７．小　師　和　彦	８．清　水　直　樹	９．上　田　桃　子	10．山　形　真　一
11．安　井　伸　一	12．今　村　丈　哲	13．小　林　賢　次	14．猫　山　幸　稔	15．岡　野　亜　紀
16．髙　田　浩　和	17．渡　辺　昌　彦	18．仁　原　憲　和	19．増　田　郁　哉	20．宮　川　　隆
21．宮　元　康　彰	22．天　間　敏　行	23．井　上　　透		

４、出席事務局員

事務局長	事務局係長	事務局員
長　尾　敏　寿	多　田　勝　吾	上　﨑　宏一朗

５、議事参与者

経済部長	農林課長	農林課農業振興係長
本　田　寛　康	松　木　政　治	西　尾　善　行

（局長）ご起立願います。　礼。

農業委員憲章　朗読

（局長）ご着席下さい。

只今より、第６５１回、令和６年第５回富良野市農業委員会総会を開催致します。

本日の欠席通知を受けている委員は、おりません。

したがいまして、在任委員の過半数以上の委員が出席していますので、富良野市農業委員会会議規則第６条の規定により本会議は成立致します。

本日の議事日程について、説明を致します。

本日の日程は、議案書のとおり１７日程であります。本日の議案事項は、市長よりの諮問議案１件、審議事項７件、報告事項５件、協議事項１件であります。

本日の配布議案及び資料について説明を致します。富良野市農業委員会総会議案１部、転用許可申請に伴う審査表１部、令和５年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表１部、令和６年度富良野市農業委員会活動方針及び活動計画１部、農地等の利用の最適化の推進に関する指針１部、令和６年度農地台帳登載農業従事者数１部、事務分担表１部、富良野市農業委員会事務局職員の懲戒処分等に関する規定１部、令和６年度総会日程及び委員名簿１部、地域計画に関する説明資料１部、この後予定されている会議・打合せ用の資料は、その際に説明致します。以上です。

議事日程

議事日程

（局長）それでは、議事日程に従い進めて参ります。

日程１　会長あいさつ　杉村会長より開会のご挨拶をいただきます。

日程１　会長あいさつ

会長あいさつ

（会長）春の快晴で忙しい最中、総会に出席下さいまして誠にありがとうございます。令和６年になって、農業委員としての業務、初めての総会という事で開催したいと思います。

４月１日の任命式の後、総会にて農業委員皆様の役割、また、地区担当を決めていただき、その中で自分が農業委員会会長、そして佐々木さんが代理という事で拝命致しました。本日の農業委員会総会が始まって緊張していますが、これから皆様のご協力を得ながら３年間やっていきたいと思いますので、どうぞ宜しくお願い致します。

４月に入ってから、会長として業務の中の内容をいくつか報告したいと思います。４月４日、５市町村の沿線連絡協議会があり、富良野市農業委員会が今後３年間事務局を務めることになりました。また、その中で、上川地方農業委員会連合会の副会長だった前、及川会長の後任に、経験豊富な上富良野町農業委員会の井村会長に要請を致しました。井村会長が快く引き受けてくださいました代わりに、自分が、地方連の理事になりました事をご報告致します。５日、沿線の主な所に代理、長尾局長と挨拶回りに行って参りました。占冠から上富良野まで長い行程でしたが、何とか１日で回り切りました。９日、富良野緑峰高校専攻科の入学式がありました。今回入学したのは５名、上富良野に就職する方と聞いていまして、その内４人が地域おこし協力隊で上富良野以外のところから移住して、新しく農業を始める方だという事で聞いて大変驚かされました。富良野市での、担い手事業での就農とは違い、協力隊事業を用いての特定の農家に研修、そして第三者継承へ繋がるやり方という事で、今後注視していきたいと思います。１８日、今回入られた農業委員の皆様の新任研修を行いました。農業会議の乾事務局長に来ていただき、農業委員の基礎を教えていただきました。また、今回、女性農業委員の取材もされていき、今度の全国農業新聞の北海道版に掲載されると聞いています。その後、農政対策特別委員会もありましたが、内容の方は、後で佐々木代理から委員提案事項で説明されると思います。

長くなりましたが、今回３月からの案件が多いので、日程がたくさんあります。いつもより時間がかかりますが、皆様に協力いただきながら、慎重な審議で進めて参りたいと願っています。来月からは、挨拶も短くして短時間で済ませるようにしますので、これから３年間宜しくお願いします。

日程２　市長あいさつ

市長あいさつ

（局長）日程２　市長あいさつ。

市長、他公務により欠席のため本田経済部長よりご挨拶をいただきます。

（経済部長）皆さんこんにちは。市長が公務という事でございますので、代理でご挨拶させていただきたいと思います。今回、議事日程が豊富という事でございますので、手短にお話させていただきたいと思います。

まずは、元々予定していたのが今日皆さんのお手元にございますが、本来の配布物ではないのですけれども、皆さんに必要であればお持ち帰りいただきたいという趣旨で配布させていただいております。今年、市長の市政施行方針の中にもございましたけれども、重点事業として、人材確保とＤＸの推進という項目がございまして、商工観光課の方では、色々な補助金を新設しましたが、農業者の方々でも活用が可能な補助金につきまして、付箋が貼ってあるページに書かれているのが対象な物でございます。もし、ご興味がございましたら農林課の方にお問い合わせを頂けたらと思いますので、是非、後日でもお時間がある時に確認をいただければと思っております。

本日、皆様にちょっとお話をしなければならないと思っておりますのが、先日の北海道新聞の報道で、布礼別において、糞尿らしい悪臭が発生したという報道がございまして、その内容について、皆様と共有をさせていただきたいと思います。先週の金曜日でございますけれども、一般の方々から私共の方に通報がございまして、農林課の方で現地確認を致しました。その際に、思い当たる事業者に確認しましたところ、スラリーを散布する際に、トラックがぬかるみで立ち往生をしてしまい、そこから脱出するために車重を軽くする、そのためにやむを得ずスラリーを放出したというような報告を得ておりましたところ、週明け、月曜日でございますけれども、倉本先生の方から、同様のご指摘を市長の方にいただきまして、それが新聞報道に至ったという経緯でございます。昨日以降、各関係機関からも問い合わせを色々といただきまして、そちらへの対応、そして、今日の午前中にも再度、関係機関を交えた現場の確認を行う等、今も農林課で対応をしている次第でございます。今回の事態につきましては、事故的なものというように理解をしておりますが、あってはならないことだと思っておりますので、今後、経過観察を継続するほか、更なる注意喚起を行って参りたいと思っております。

以上、簡単ではございますがご挨拶に代えさせていただきます。どうぞ宜しくお願い致します。

（局長）富良野市農業委員会会議規則第４条の規定により会長に議事を進めていただきます。

（議長）それでは、議事日程に従いまして進めて参りたいと思います。
なお、議事進行にあたり、ご意見・ご質問をお伺いしますが、質問等がある場合は挙手のうえ、指名後に起立し発言をお願い致します。また、ご質問・ご意見がない場合はなしとのご発言をお願いします。

日程３　議事録署名委員指名

議事録署名委員指名

（議長）日程３　議事録署名委員指名について　富良野市農業委員会会議規則第１４条第２項の規定により、本日の議事録署名委員を指名致します。
１番　髙橋　静　委員　　１３番　小林　賢次　委員　　を指名致しますので
よろしくお願いします。

日程４　報告第１号

諸般報告について

（議長）続きまして、日程４　報告第１号　諸般報告　につきまして事務局より報告願います。

（局長）【朗読説明】
（議長）只今、前回総会以後の委員会の活動の報告がありましたが、何かご質問はございますか。
（全員）ありません。
（議長）ありませんとの事ですので、報告第１号については、終了させていただきます。

日程５　報告第２号

農地移動適正化あっせん譲受等候補者名簿登録について

（議長）続きまして、日程５　報告第２号　農地移動適正化あっせん譲受等候補者名簿登録について　事務局の説明を求めます。

（事務局員）報告第２号　農地移動適正化あっせん譲受等候補者名簿登録について　農用地等の権利移動のあっせんに当たり、あっせん譲受等候補者名簿に登録申出のあった　○○　○○　について、次のとおり名簿に登録したので報告致します。

○○　○○　について【議案　朗読説明】
（議長）只今事務局より１件の報告がありましたが、何かご質問ございませんか。
（全員）ありません。
（議長）ありませんとの事ですので、報告第２号については、終了致します。
可決される

（議長）以上で報告第２号については終了致します。

日程６　報告第３号

農地移動適正化あっせん事業について

（議長）続きまして、日程６　報告第３号　農地移動適正化あっせん事業について　事務局より報告願います。

（事務局員）報告第３号　農地移動適正化あっせん事業について　農地移動適正化あっせん事業による農用地等の売渡、貸付、交換の申出のあった　○○　○○　外１５件　について次のとおりあっせん委員を指名したので報告致します。

○○　○○　外１５件　について【議案　朗読説明】
（議長）只今、１６件につきまして報告がありましたが、皆様の方からご質問・意見等ございましたら、お受けしたいと思います。ございませんか。
（○○委員）はい。
（議長）はい、○○委員どうぞ。
（○○委員）次の諮問第１号と関連があるのかと思ってご質問をさせていただきたいのですが、皆さんが良いという事であればあっせんが成立するということですか。
（議長）はい。
（○○委員）でしたら、諮問の中で気になる事があるのですがよろしいでしょうか。番号１番、番号５番、番号６番ですが、地目が田になっているが現況が畑という事で、地目が変わって売買されるというようにお見受けするんですけれども、このことについて、説明をお願い致します。

（局長）今のご質問にお答えします。報告第３号農地移動適正化あっせん事業については、あくまでも農地を売買したい、貸したいという人の申し出があったので、その賃貸、売買に関して農業委員さんに相手を選んでほしいという要望があったので、その中であっせん委員を指名したというのが今回の議案の報告になります。次の話もされていましたが、次のところで、初めて農用地利用集積計画の決定について、市長部局から意見を求められます。法律上は、農用地利用集積計画は市で定めるものとなっておりますので、そこから、農業委員会に対して意見を求めるということが、次の諮問第１号という事になります。その諮問の中で、特に意見がなければ、特に意見がなかったという事を市に返したのち、市で、この農用地利用集積計画を公告した段階で初めて成立することになります。今の段階で、先程あったように農用地利用集積計画は総会が終わって公告をして、始めて成立するので、今の段階では、まだ成立したわけではございません。というのがまずご質問の１点目です。次の内容のご質問に関しましては、次の議案ですので、これが終わった後、答えるべきかと思いますので、諮問１号の際にもう１度お答えさせていただくという形でよろしいでしょうか。

（○○委員）はい。今、事務局の説明で納得できたのですが、諮問の内容について、不備があった場合、あっせんしてしまっている状況になってしまうと、議決が先に行われた状況では元に戻せない。あっせんが成立してしまっているわけですから、例えば借主が現況田だったものが畑になったという物に対して、そういった正確な理由だとかという事をちゃんとしなければ、あっせんとして成立しないことなのではないのかと思い、発言させていただきましたがいかがですか。

（議長）只今のご質問は次の議案なので、諮問の中で説明するという事でよろしいですか。

（○○委員）そのあっせんが成立してしまっていたら、元に戻れないじゃないですか。決議されているわけだから。なので、一体となって抗議しないと決まってしまっていますからという話になってしまいますよね。

（議長）事務局お願いします。

（局長）今報告したのは、農業委員さんのあっせんをこのような形で決めましたという報告です。諮問第１号は、あっせんが決まっているとおっしゃいましたが、決まっておりません。売り手と買い手が同意した段階で、農用地利用集積計画書は民法で言う契約書と同じ効力を発揮しますので、その契約書の効力を発揮するのは、総会の意見を踏まえて、富良野市農林課になるのですが、農林課が公告をした段階で初めて契約が成立することになるので、現段階では契約されていないという状況になります。決まる前に総会議案の次の

議案として提示するという流れになっています。なので、今の段階では決まっておりません。

（〇〇委員）２回言わなくてもわかったんですけれども、あっせんが先に議決されているわけですから、あっせんの議決がされたという事ですよね。総会の中で。決まった中身については、次の諮問で中身の説明が行われるわけですよね。その中身に対して、意見がある場合には先に決まってしまっていたら今更という事になりませんか。

（議長）決まっていないということで次の時にお願いします。

他ございませんか。

（全員）ありません。

（議長）ありませんとの事ですので、報告第３号については、終了致します。

可決される

日程７　諮問第１号

農用地利用集積計画の決定について

（議長）続きまして、日程７　諮問第１号　農用地利用集積計画の決定について　事務局より説明願います。

（事務局員）諮問第１号　農用地利用集積計画の決定について　富良野市農業経営基盤強化促進基本構想の規定により利用権の設定等の申出がなされたので、農用地利用集積計画に関する経過措置により、改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１８条第１項の規定により、農用地利用集積計画を定めるにあたり、市長より諮問がきておりますのでご審議願います。

【議案　朗読説明】

以上１６件につきましては、農用地利用集積計画に関する経過措置により、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

（議長）只今、事務局より１６件の説明がありましたが、何かご質問・ご意見等ありましたらお受けを致します。

ありませんか。

（〇〇委員）はい。

（議長）〇〇委員どうぞ。

（〇〇委員）１番、５番、６番ですが、田だったものが現況で畑ということで、地目が変更されるという事です。予想するに、畑地化の関係なのかなと思うのですが、これについては、農政のガイドラインでは、あくまでも水張の面積から除外するという事で、地目については、田のままやると出ていたと思うんですけれども、その辺について、農業委員会で検討されている経過があるのかどうか、私初めてなので申し訳ありませんがご説明をお願い致します。

（議長）事務局お願いします。

（局長）ご質問にお答え致します。今、１番、２番もそうです。そして５番、６番、これらは全て畑地化申請されて、畑地化が採択されたという土地になっております。農業委員会で畑地化された土地に対する検討はしたのかという事に関しましては、昨年度４月以前から検討を始めまして、畑地化された土地をどういうように扱うかという所を検討して、その後、農政対策特別委員を経て、どのような扱いにするかというのを決めたという経緯がございます。ですので、検討しているというのがご質問の答えになります。では、その中身についてが、ご質問の趣旨だと思いますので、趣旨についてお答え致します。畑地化申請された所の土地に関しましては、採択された後、７月１日に遡ってその効力が発揮するというような形で、農林課で取り扱う事になっております。畑地化申請された土地が実際、畑地化申請後どうなっているかという点に関しまして、１番大きな問題としては、土地改良区の土地改良事業の話です。畑地化申請された段階で、畑地化が採択されれば、同じように７月１日に遡って、土地改良区の原簿は田ではなくなります。土地改良事業的には、田としての改良事業の水の権利を放棄したというような解釈になる。そうなると農林課で管理している水田台帳というのがありますが、そちらの所からも除外されるという事になりますので、現況として玉葱を作られていると思うのですが、現況玉葱の所は、登記に関する２３項目の登記地目が決まっているのですが、水を利用しないという所で、田と畑の区別をされております。そうすると、現況は、そのような所は、元々は玉葱の所は畑となって、田とする理由が一切なくなってしまうので、現況は畑として扱うと、登記する時には、現況に合わせた形で登記しなさいという事になっておりますので、畑で契約されたところは登記の際には、地目変更して田から畑へ地目変更が生ずるという形になります。これらに関しましては、昨年度令和５年度において、農地部会で検討した内容となっております。以上です。

（議長）よろしいですか。

（○○委員）それって、農業委員会で議決されたのですか。というのが１点目。２点目ですが、改良区で田んぼに水を入れるだけが水利用ではないですから、冠水などがあった場合には、当然水利用されますよね。ですから改良区では賦課面積になっています。それなのに、今の説明ですと、水を使う権利はないような言い方だったのですが、その辺について皆さんの意見が統一されているかどうか、２点ご質問します。

（議長）１つ目の内容については、農業委員会の農地部会で去年から話し合って、畑地化の対応をどうするかというので、皆さんの中に全員説明が行き渡っています。２点目についてはお願いします。

（局長）改良区の賦課金ですけれども、富良野土地改良区、空知川上流土地改良区、どちらも、賦課金に関しましては、田、畑の区別をしていないので、両方同じ金額でやっています。畑地化の説明があった時に、賦課金の対象から抜く、それに対して国が補助するというような説明の項目があったと思いますが、それに関しましては、そもそも土地改良で整備した所、パイプライン、給水関係とか排水関係とか、当然田で整備しているので、賦課金に関しては、一切変えることなくそのまま継続するという事は聞いております。国が言っているような一部抜くというようなのは、山の中の辺鄙な所でそういう申請があったとしたら認めるかもしれないけれども、土地改良区の給水とか排水の対象のエリアの中で抜くというのは一切しないと聞いているので、賦課金に関しては、変わらないと聞いております。水の権利はというのは、今後土地改良をしようとした場合に、土地原簿がそのまま畑地化された段階で採択されれば、それが適応されるというような所の部分が、改良区には確認しているという事と、それを踏まえて検討しているという所です。心配されているように、手を挙げた事によって、今後の土地改良に影響が出るという事を周知されているかと言うのが質問に含まれているとしたら、農業委員会としてアンケートを取ったり等やっているかと言われると、そこまではやっていませんが、検討に関しましては、内部では検討しております。以上です。

（議長）どうでしょう。

（○○委員）何度もすいません。こだわる理由は、１つは、今後においての改良事業、皆さん検討されてきたとは思っています。ただ、国のガイドラインとしては、地目変更しないですといった中で、畑地化を進めてきた経過ですよね。そういった形の中で進んでいる段階において、富良野市農業委員会においては、畑地化したら畑ですというような動きで、本当にそれで農業者の方々が納得できますかね。まして、周知されていない状況で、こういった売買がおきているわけですから、現況を周知するまでは経過期間というのを持ちながら、皆さんに説明をして、合意を得られればわかりますけど、農業委員全員がそういった感覚で皆

さん同意されたかどうかも疑問に思っている所もあるので、今回については、周知が徹底されていないという部分の見直しを検討された方がいいのではと思います。その辺も踏まえてよく考えながら、特に土地改良事業に関しては予算の関係もありますから、どうなるかわかりませんけれども、皆さんのチャンスを奪うような事をなるべくしないようなやり方が農業者のためになるのかなと私は思います。

（議長）ちょっと暫時休憩致します。

【　　暫時休憩　　】

（議長）議事を再開いたします。他にご質問ありませんか。

（〇〇委員）はい。

（議長）はい。〇〇委員どうぞ。

（〇〇委員）私から２点程、２番の案件、売主の住所の漢字が違うのですが６ページと１１ページどちらが正しいでしょうか。

（議長）事務局お願いします。

（事務局員）〇〇委員のご質問にお答えします。６ページ２番の〇〇　〇〇さんと１１ページの２番の〇〇　〇〇さんの住所の漢字が違うので、どちらが正しいかという事ですが、１１ページが正しいので、６ページの修正をお願い致します。申し訳ございません。

（議長）よろしいですか。

（〇〇委員）はい。

（議長）他ありますか。

（全員）ありません。

（議長）ありませんとの事ですので、１６件について、認めるべく決定としてよろしいでしょうか。

（全員）はい。

（議長）それでは、１６件について、認めるべく決定と致します。

可決される

（議長）以上で諮問第１号については、終了致します。

日程８　議案第１号

土地の現況証明書の交付について

（議長）続きまして、日程８　議案第１号　土地の現況証明書の交付について　事務局の説明を求めます。

（事務局員）議案第１号　土地の現況証明書の交付について　農地法関係事務処理要領の規定に基づき土地の現況証明願のあった　○○　○○　外２件　について、証明書交付の可否について、別紙のとおりご審議の程、宜しくお願い致します。

○○　○○　外２件　について【議案　朗読説明】

（議長）只今、事務局より３件の説明がありましたが、何かご質問・ご意見等ありましたらお受けを致します。ありませんか。

（全員）ありません。

（議長）ありませんとの事ですので、３件について、証明書を交付すべく決定としてよろしいでしょうか。

（全員）はい。

（議長）それでは、３件について、証明書を交付すべく決定と致します。

可決される

（議長）以上で議案第１号については、終了致します。

日程９　議案第２号

農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

（議長）続きまして、日程９　議案第２号　農業振興地域整備計画の変更に係る意見について　事務局の説明を求めます。

（事務局員）議案第２号　農業振興地域整備計画の変更に係る意見について　令和６年４月１０日付を以って
○○　○○　外４件　について農業振興地域整備計画の変更申請書が提出され、農業振興地域整備に関する法律及び関係通達に基づき別紙のとおり意見書を附したいので、ご審議の程、宜しくお願い致します。

○○　○○　外４件　について【議案　朗読説明】
（議長）只今、事務局より５件の説明がありましたが、何かご質問・ご意見等ありましたらお受け致します。ありませんか。
（全員）ありません。
（議長）ありませんとの事ですので、５件について、認めるべく意見を附すことでよろしいでしょうか。
（全員）はい。
（議長）それでは、５件について認めるべく意見を附すことと致します。
可決される

（議長）以上で議案第２号については、終了致します。

日程１０　議案第３号

農地法第３条の規定による許可申請について

（議長）続きまして、日程１０　議案第３号　農地法第３条の規定による許可申請について　事務局の説明を求めます。

（事務局員）議案第３号　農地法第３条の規定による許可申請について　農地法第３条の規定による農地等の権利移転等の申請のあった　○○　○○　外２件　について、同法第３条第１項の規定により許可してよろしいか、別紙のとおりご審議の程、宜しくお願い致します。

○○　○○　外２件　について【議案　朗読説明】
以上、３件の内、１番については、農地法第３条第２項第４号に該当しますが、同条第３項の規定を適用し、第５項による条件を付すべきものと考えます。

また、２番、３番の２件については、農地法第３条第２項各号のいずれにも該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えられます。以上です。

（議長）只今、事務局より３件の説明がありましたが、地区の担当委員から補足説明があればお願いします。
１番の案件から。

（○○委員）はい。

（議長）はい。○○委員どうぞ。

（○○委員）私は、地区担当委員ではないですけれども、ぶどう耕作組合の役員をしておりますので、○○　○○氏から、何とか○○　○○さんが独り立ちできないかという事でご相談を受けましたので、説明させていただきます。この○○　○○氏は、平成１８年に縁があり富良野に来られ、富良野に魅了され永住したいという事で、平成２６年までＪＡふらのに玉葱選果場等で働き、平成２０年にカフェ御料を開業し、地域のふれあいの場となり、道内外、または国外と、年間１万人を超える来客があり、それだけで経営が出来るのですが、本人がどうしても以前からの夢でありました農業をやりたいという事で、前中さんの所に平成２９年に入り、奥さんと従業員にお店を任せて、近所であります○○　○○氏の下でワインぶどうの栽培に従事して、大変努力家でぶどうの収穫が始まったその年より、毎年ワイン工場より表彰状を貰う程成功している自他ともに認める優秀な方です。現在も、地域の役員もやられておりますし、今年で７年目という事でやられておられます。以上です。

（議長）続きまして、番号２番の件についてご説明お願い致します。

（○○委員）はい。

（議長）○○委員どうぞ。

（○○委員）私の地区の担当なので説明させていただきます。○○　○○さんが仁木町の方に賃貸するという事で、遠い所なので、果たして農作物を管理できるのかという事でお話をお聞きしました。上富良野に住んでいる従業員が管理をするという事で、その辺は解消されるのかなという事で報告させていただきます。

（議長）はい。続きまして３件目案件についてお願い致します。

（○○委員）はい。

（議長）○○委員お願いします。

（○○委員）麓郷地区の案件なので説明致します。先程現況証明にも出てきましたが、それに関連して、農地と農

地以外の場所にずれがあったので、分筆しながらしっかりと分けて行ったという事を補足しておきます。
以上です。

（議長）只今、３件の各地区からの補足説明がございました。
何かご質問・ご意見等ありましたらお受けを致します。ありませんか。
（全員）ありません。
ありませんとの事ですので、３件について、許可すべく決定とし、許可書を交付する事としてよろしいでしょうか。
（全員）はい。
（議長）それでは、３件について、許可すべく決定とし、許可書を交付する事と致します。
可決される

（議長）以上で、議案第３号については終了致します。

日程１１　議案第４号

農地法第４条の規定による許可申請について

（議長）続きまして、日程１１　議案第４号　農地法第４条の規定による許可申請について　事務局の説明を求めます。

（事務局員）議案第４号　農地法第４条の規定による許可申請について　農地法第４条の規定による農地の転用許可のあった　○○　○○　外１件　について、許可してよろしいか、別紙のとおり審議を求めます。
宜しくご審議の程、お願い致します。

○○　○○　外１件　について【議案　朗読説明】
以上、２件については、農地法第４条第６項の各号のいずれにも該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

（議長）只今、事務局より２件の説明がありましたが、地区の担当委員から補足説明があればお願いします。１番の件からお願い致します。
（〇〇委員）はい。
（議長）〇〇委員どうぞ。
（〇〇委員）この案件は、都市計画区域内で建築基準法による用途地域の指定のある第一種住居地域でありまして、申請する建物は建築することが出来る建物で問題はないと判断します。
（議長）２番目の案件についてお願い致します。
（〇〇委員）はい。
（議長）〇〇委員お願い致します。
（〇〇委員）２番の案件ですけれども、〇〇　〇〇さんが平成５年に娘さんと婿さんと営農に入られるという事で、〇〇　〇〇さんから、手狭なので増築したいという申請がありました。以上です。

（議長）只今、各担当委員から補足説明がございましたが、
何かご質問・ご意見等ありましたらお受けを致します。ありませんか。
（全員）ありません。
（議長）ありませんとの事ですので、２件について、許可すべく決定としてよろしいでしょうか。
（全員）はい。
（議長）それでは、２件について、許可すべく決定と致します。
可決される

（議長）以上で、議案第４号については終了致します。

日程１２　議案第５号

農地法第５条の規定による許可申請について

（議長）続きまして、日程１２　議案第５号　農地法第５条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

（事務局員）議案第５号　農地法第５条の規定による許可申請について　農地法第５条の規定による農地の転用のための権利移転の許可申請のあった　○○　○○　について、許可してよろしいか、別紙のとおり審議を求めます。
宜しくご審議の程、お願い致します。

○○　○○　について【議案　朗読説明】
以上、１件につきましては、農地法第５条第２項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。
（議長）只今事務局より１件の説明がありましたが、地区の担当委員から補足説明があればお願い致します。
（○○委員）はい。
（議長）はい。○○委員どうぞ。
（○○委員）担当地区の農業委員なので説明したいと思います。今回、○○　○○さんから、農家住宅の建築にあたり、ご相談がありました。その中で、現況を調べますと、建てようと思っている場所が農地にかかっているという事で、今回、農地転用の申請を求めているところであります。また、調べた中で、住宅の予定地の隣に、格納庫が見えるんですけれども、そちらも農地という事が判明致しまして、そちらについては事務局と相談して、今後の対応について話を進めている段階でございますので、追って皆様に報告させていただきたいと思います。以上です。

（議長）今、担当地区の委員から補足説明がありました。皆さんからご質問・意見等ございましたら、お受けしたいと思います。ありませんか。
（全員）ありません。
（議長）ありませんとのことですので、１件について、許可すべく決定としてよろしいでしょうか。
（全員）はい。
（議長）それでは、１件について許可すべく決定と致します。
可決される

（議長）以上で、議案第５号については終了致します。

日程１３　報告第４号

令和５年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

（議長）続きまして、日程１３　報告第４号　令和５年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について　事務局の説明を求めます。

（局長）報告第４号　令和５年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について　令和５年度に策定した富良野市農業委員会活動方針及び活動計画並びに令和５年度最適化活動の目標の設定等の達成に向けた活動計画を検証する令和５年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表を作成したので報告致します。

【　別紙　要点説明　】

（議長）只今事務局より説明がありましたが、何かご質問・ご意見等ありましたらお受け致します。ありませんか。
（全員）ありません。
（議長）ありませんとの事ですので、報告第４号については終了致します。
可決される

（議長）以上で、報告第４号については終了致します。

日程１４　議案第６号

令和６年度富良野市農業委員会活動方針及び活動計画について

（議長）続きまして、日程１４　議案第６号　令和６年度富良野市農業委員会活動方針及び活動計画について　事務局の説明を求めます。

（局長）議案第６号　令和６年度富良野市農業委員会活動方針及び活動計画について　農業委員会等に関する法律第６条第２項の規定による農地等の利用の最適化の推進に係る活動の透明性を確保するため、令和６年度

富良野市農業委員会活動方針及び活動計画並びに令和６年度最適化活動の目標の設定等を別紙のとおり策定致します。

【　別紙　要点説明　】

（議長）只今事務局より説明がありましたが、何かご質問・ご意見等ありましたらお受け致します。ありませんか。
（全員）ありません。
（議長）ありませんとの事ですので、このとおり決定することでよろしいでしょうか。
（全員）はい。
（議長）それでは決定と致します。
可決される

（議長）以上で、議案第６号については終了致します。

日程１５　議案第７号

農業委員会等に関する法律第７条の指針の策定について

（議長）続きまして、日程１５　議案第７号　農業委員会等に関する法律第７条の指針の策定について　事務局の説明を求めます。

（局長）議案第７号　農業委員会等に関する法律第７条の指針の策定について　農業委員会等に関する法律第７条の規定による農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるため、別添資料について審議を求めます。
（議長）只今事務局より説明がありましたが、何かご質問・ご意見等ありましたらお受け致します。ありませんか。
（全員）ありません。
（議長）ありませんとの事ですので、決定としてよろしいでしょうか。
（全員）はい。
（議長）それでは「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」は、本日４月２４日付けで原案通り決定と致しま

す。
可決される

（議長）以上で、議案第７号については終了致します。

日程１６　報告第５号

令和６年度富良野市農業委員会予算について

（議長）続きまして、日程１６　報告第５号　令和６年度富良野市農業委員会予算について　事務局の説明を求めます。

（局長）報告第５号　令和６年度富良野市農業委員会予算について　令和６年度富良野市一般会計歳入歳出予算について、農業委員会関係予算について別紙のとおり報告致します。

令和６年度富良野市農業委員会予算について【議案　朗読説明】

（議長）只今、事務局より説明がありましたとおり、令和６年度の農業委員会予算については、３月に行われた富良野市議会定例会において議決となっておりますので報告致します。
以上で、報告第５号は終了致します。

日程１７　協議事項

（１）次回（第６５２回）委員会総会日程について

（議長）続きまして、日程１７　協議事項　次回委員会総会日程について　事務局の報告を願います。

・次回委員会総会日程について　局長より説明

（議長）以上の報告の日程となっております。宜しくお願い致します。
次に参ります。

（２）委員提案事項について

（議長）続きまして、委員提案事項について何かございませんか。

（〇〇委員）はい。
（議長）〇〇委員どうぞ。
（〇〇委員）先程、私がご紹介致しました〇〇　〇〇さんですけれども、作柄調査を毎年やっておりますが、この方も大変優秀なので、作柄調査の視察先に入れてもらえればと思って提案させていただきます。それと、今日、農林課長も来ておりますけれども、この方は１０年前以上前に来ております。現状でいきますと、新規就農として入る条件としては、ミニトマトとメロン等が条件です。経済が成り立っていれば、必要に応じて作物も本人が作りたいという思い入れがある物を付け加えていただければなと思いますし、そういう方も積極的に育成部会とかのメンバーに入れてもらえればというところで、私からのお願いです。以上です。
（議長）他ございませんか。
（〇〇委員）はい。
（議長）はい、〇〇委員どうぞ。
（〇〇委員）４月１８日、農政対策特別委員会を開催した内容のご報告をさせていただきます。議題としては、令和６年度の年間スケジュール、今年度の活動計画について協議しております。まずは、農政部会に担当していただきたい案件です。毎年、市議会議員との意見交換会をさせていただいております。それを１月下旬に予定しております。それから、市長への要望提出という事で、これも毎年行っていますけれども、これは、２月中旬に予定したいと思っておりますので、その際に、特に検討する案件があれば、事前に事務局を含めて調整していただきたいと思いますので宜しくお願い致します。次に、農地部会に担当していただく案件です。農地パトロールは１０月中旬までに報告をお願い致します。１０月下旬に現地確認という事になります。道外視察研修は、１１月頃を予定しておりますので、まずは研修テーマを決めていただきたいと思います。また、検討課題として畑地化事業の影響について、今回議題があがりましたけれども、それと、毎月の現地確認等についても検討を宜しくお願いしたいと思います。続いて作柄調査ですけれども、日程が７月５日と決めております。毎年麦刈りの時期なので、今回は少し早めて７月５日に実施する予定となっております。各地区の選定先として、こちらで決めさせていただいております。中央地区で岡野委員、西部地区で安井委員、東部地区で清水委員、山部地区で長澤委員、東山地区で北村委員にお願いしたいと思います。期間が若干近いという事で、早めに準備をお願いしたいと思います。農業委員会だよ

りの発行に関しては、改選期でもありますので、年に２回、６月１日と２月１日の発行を予定しております。編集委員については、この後会議が入っていると思いますが、宜しくお願い致します。総会時において、タブレットの使用については、議長の許可がなくても使用を認めるという事にしたいと思います。その為に、総会時には必ず持参するようにしていただきたいです。使い方がよくわからないという方がいるかと思います。何人かまとめて事務局の方で説明していただけるので、そういう方は事務局に連絡していただければと思います。今年度の年間スケジュールに関して報告致しましたけれども、それぞれ準備期間として２～３ヶ月程度かかると思います。農政、農地部会長は、事務局と相談しながら進めていただきたいと思います。以上報告です。

（議長）他皆様からありませんか。

なければ、以上で委員提案事項について、終了させていただきます。

（３）その他

（議長）続きましてその他、今後の日程について事務局より報告願います。

今後の日程等について　局長より報告

（議長）以上の日程となっておりますので、宜しくお願い致します。

次に参ります。

報告事項について　局長より説明

- 令和６年度農地台帳登載農業従事者数について
- 事務分担表
- 富良野市農業委員会事務局職員の懲戒処分等に関する規程
- 令和６年度総会日程及び委員名簿のホームページ掲載について

（議長）続きまして、農林課から説明をお願い致します。

・地域計画に関する説明　農林課農業振興係長より説明

（農業振興係長）農林課の西尾と申します。私からは、地域計画につきましてご報告させていただきます。お手元にお配りしている資料、地域農業を守ろうという資料をご覧ください。表紙では、地域計画とはという事で書かれております。中ほどには、地域計画の流れという事で１から４まで書いてあります。最後のページに何故地域計画を作るのか、地域計画を作るとどんなことがありますかというのが記載されております。時間の都合で詳しくは説明できませんけれども、お時間のある時に見ていただきたいと思います。こちらのパンフレットには記載されていないのですけれども、こちらの地域計画につきましては、国の補助事業とありまして、こちらの計画を作っていないと、この補助事業が受けられないものがあります。この補助事業と致しましては、別紙の令和６年度地域計画と各種補助事業との連携という事で、補助メニューが記載されております。続きまして、地域計画の策定に向けた行程表をご覧ください。こちらは、令和５年度、６年度の２ヶ年かけまして計画を立てている予定となっております。まずは、令和５年度、既に実施した取り組みですけれども、①番、協議の場の設置に係る調整という事では、各種関係機関が集まりまして、協議の場４地区で行うという事で確認してきております。②番は、出し手受け手の意向把握という事で、令和４年の１１月にした、人・農地プランの意向調査、こちらを地域計画の意向と致しまして、意向調査とさせていただいております。続きまして、③番、協議の実施、取りまとめという事で、協議の場を今年の２月１３日から１６日の４日間をかけまして、４地区を会場としまして、各地域の農業委員さんにご出席いただき協議を行ってきております。協議の内容と致しましては、更に別紙でお配りしております地域計画ということで、富良野、東部地区、山部地区、東山地区の４地区の地域計画という事で、こちらで素案を作成したものの中身を協議いただきまして、皆様からいただいた意見等を参考に修正をかけております。更に、協議の場以降に、いただいた意見等もございまして、そういった意見等を踏まえて作成した地域計画となっております。こちらはまだ完成というわけではありませんので、今後、更に皆様からのご意見等をいただきながら、さらに修正を加えて完成させていく予定となっております。行程表に戻りまして、４番目、目標地図の素案作成ということで、農業委員の皆様にご協力をいただきながら作成していくものとなっておりまので、ご協力の程宜しくお願い致します。作成期間は、今年の４月から年内の１２月末までを予定をしておりますけれども、中々お忙しい時期かと思いますが、ご協力をお願い致します。３番・４番、こちらの地域計画の本体と目標地図を合算したものが最後の地域計画案ということで、来年３月までに作成を予定しております。作成スケジュールは、このようになっております。以上、地域計画

についてご報告させていただきました。

（議長）この件について、皆様からご質問やご意見等はありますか。
なければ、最後に、全体を通して、皆様からご意見はありませんか。
（全員）ありません。
ないようですので、以上で議事を終了させていただいてよろしいでしょうか。
（全員）はい。
（議長）以上で議事を終了致します。
（局長）それでは、会長代理より閉会の挨拶をいただきます。

閉会

会長あいさつ

（会長代理）私より閉会の挨拶をさせていただきます。今日は、富良野市農業委員会総会という事で、議案が沢山あり、時間が非常にかかったという事で、本当にご苦労様でございました。

４月以降、天気が非常に良くて、圃場整備がなされ、最盛期に開墾が始まっているかと思いますけれども、今日のニュースで、芽室町で無人のトラクターにひかれて４６歳の男性が亡くなったという痛ましい事故がありました。これから機械を使う事が多いと思いますけれども、作業の遅れ、体の疲れ等で操作の誤り等あるかもしれませんので、お互いに注意をしていきたいと思います。

この後、農地部会、農政部会とそれぞれありますので、今日の総会はこれで終了させていただきたいと思います。長時間に渡り大変ご苦労様でございました。

（局長）ご起立願います。　礼。　ご着席ください。
以上をもちまして、第６５１回　令和６年第５回富良野市農業委員会総会を閉会致します。

以上富良野市農業委員会会議規則第１４条第２項の規定により、ここに署名する。

令和　６　年　５　月　２４　日

議　　長　　杉村　鉄也

署名委員　　髙橋　静

署名委員　　小林　賢次